

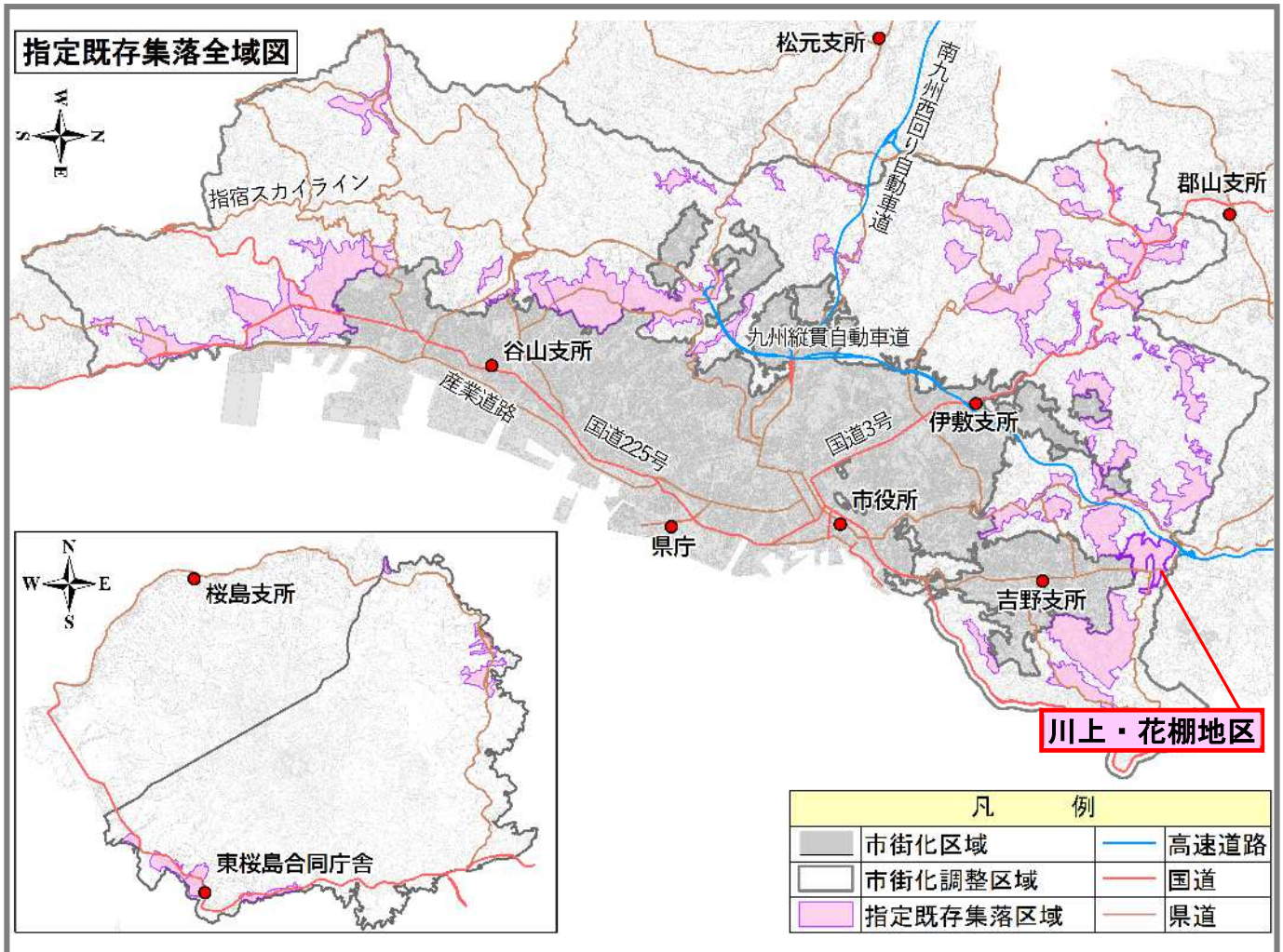
指定既存集落（川上・花棚地区）の区域見直し に関する「素案」と「説明会」のお知らせ

かねてより本市の都市計画行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市では、平成27年の「鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の改正以降、市街化調整区域において住宅建築等が認められる区域を原則、指定既存集落の区域内としています。

指定既存集落の区域については、平成29年に、指定既存集落の区域外において住宅建築等が進んだ状況等を踏まえて、見直しを行いました。令和2年の農業振興地域整備計画の見直しにより、川上・花棚地区の周辺において、「指定既存集落に含まない」とされている農用地区域が大幅に除外されたことから、この度、区域の見直しに関する素案を作成いたしました。

本年12月14日（土）に、上花棚公民館において素案に関する説明会を開催しますので、お知らせいたします。



鹿児島市役所 都市計画課
土地利用調整課

TEL: 099-216-1378 FAX: 099-216-1398
TEL: 099-216-1383

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

E-mail: toshikeikaku@city.kagoshima.lg.jp

区域見直しの素案

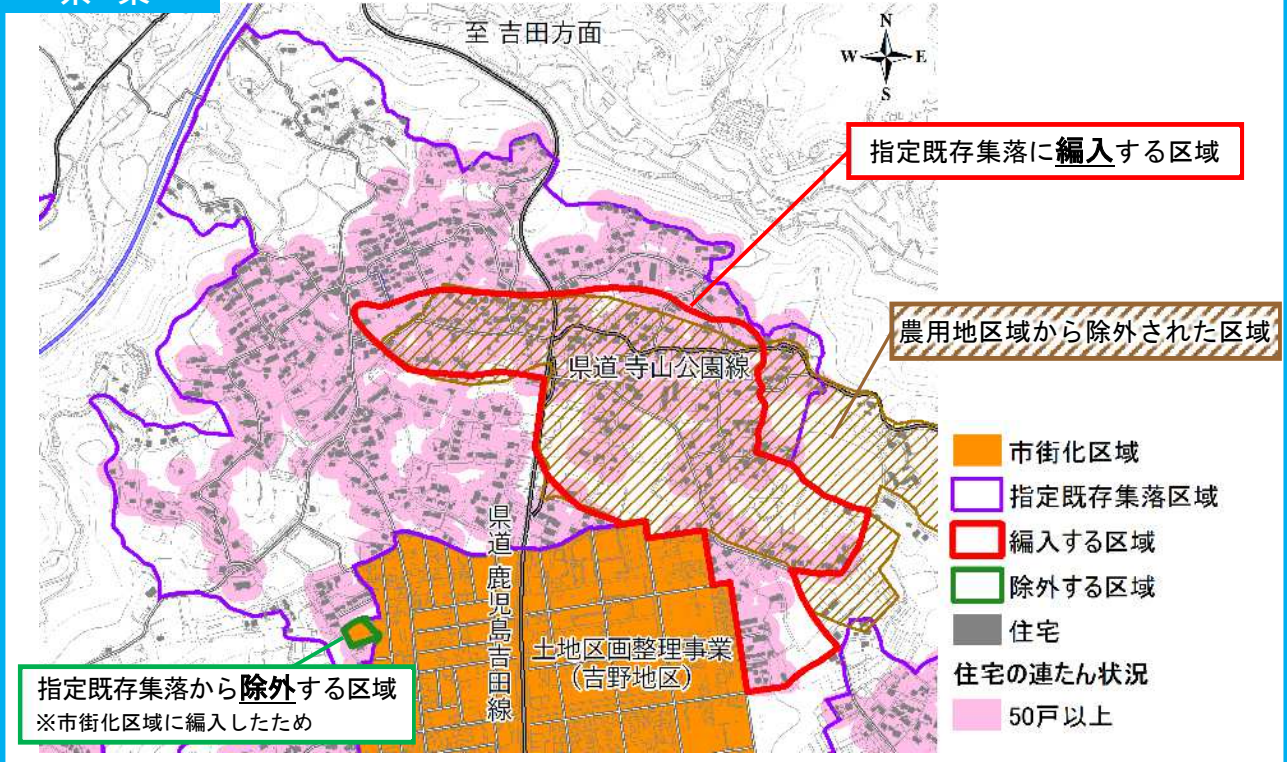
指定既存集落に編入する区域

現在の指定既存集落を基本として、農用地区域が大幅に除外された区域を対象に、概ね50戸以上の建築物が連たんしている区域を指定既存集落の区域に編入します。また、編入する区域は、道路などの地形地物により境界が明確となる区域とします。

指定既存集落から除外する区域

令和5年度の線引き定期見直しにおいて、市街化区域に編入した区域を指定既存集落の区域から除外します。

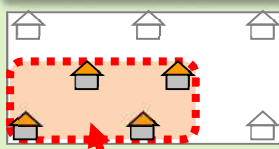
素案



指定既存集落で建築可能なもの

「鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」に基づく許可の要件

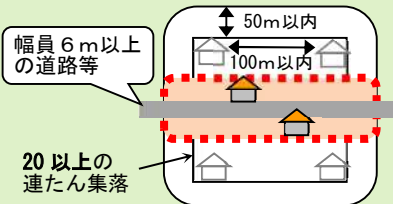
住宅建築等を認める区域



指定既存集落内

住宅建築等を認める区域

又は



20以上の連たん集落

20以上の建築物が連たんしている区域で
幅員6m以上の道路等に接する敷地

予定建築物



住宅



兼用住宅

- ・建築物の高さは10m以下
- ・敷地面積は200㎡以上

※都市計画法第34条第1号の立地基準に基づき、指定既存集落区域内の6m以上の道路に接するなどの条件を満足する敷地では、社会福祉施設（保育所・通所施設等）や診療所、床面積150㎡以下の物品の販売店舗等（国道、県道又は8m以上の市道に接する敷地では、200㎡以下）の建築が可能となります。

● 説明会のご案内 ●

日時：令和6年12月14日(土)
10:00~11:00

会場：上花棚公民館

○駐車場の台数に限りがありますので、
予めご了承ください。



市ホームページで、「指定既存集落」と検索してください。

指定既存集落

検索

右のQRコードからも
アクセスできます。

